和漢文操

答表類　教令類

書状類

81
4

和漢文操 巻之四

日本表類

剃髮文

抑後園の長仲剃髮して遠く国に愛のたとえ嶮
しくせるの業を入るんことをもとうん向の故陳ぶ
ずしもさくに果の輪廻とをんとうしことをんく
ものなれ共まをんとうしことは
さきよりこれ仏門の中の輪廻
とも云ふ顛倒とも云ふ

東花坊

利9
8
40

○髮喪類

剃髮文

東苑坊

仰後園の長仲剃髮して遠く因愛の友とを忍れ
近くは世間の樂を入るんことを思ひ人間の故郷を
離れ出でて三界の輪廻を人とうらんとうらんく
そもそもこの仏のまことの法をたずねきわめ
ようと顛倒して法轉ともいはれぐしけせ輪廻

81
4

おこす射い人間の孫そうあるさ仏と仏偈
仰ぐそしつちるやそのの仏偈の論中に善男善女の
仏法をまもる大士あり商人あり百姓あり武士も
いらて醫者をいたをくしく必ずをるとし貧ゐをき
うて福人をきらふをれる中より仏偈のたくいを学の
八法をいそれるもあれいつものを法をやつしたれし念仏
誦経のそのをもくんさいそしたちうて仏のたと
うとくに家財衆の入るもあるをちると仏さもれ
て業仏をもあ人間をとかさる人をは出をとくくを
和をしてを吾仲よくけんとをるのやいふやうく

そのの門に一分の仏をして百阿と名たをつくを頭
仏あるをしに八とあるをて紙ゐの後のまあれへたをば
きう百阿うてをの善人の作をれ忍辱の二
をもかをいやうんけ言叶紙のくをありて世のまゐふめ
ゐををあ一かをあ人と慢をたんをく人と慢をれく
をもあうんたをを世の中此人をを言の和尚とあり
仏作の面をうれ仏言供のゐ善をたをく吸ふく
たをくけをとをしたれも言のをもおを
たををを此をを善もを言ををひをくををあ
ゐをを仏新ををつをををれ拝をのをををかく

くもちりんも赤揃のなかおてやつくろうんでも世よあれ
いんの歌とよしきのもあるで西阿よくいさくれとおり
て俳諧も自在よあそふ時は●要を集述のゆめへの
もとよ言俳諧の法さをとくしへかくに寛大
偏衡しなりて△一文不知の尼よかろるをまで

○註曰△叢林清規剃髪文ニ流転三界中恩愛不能断
棄恩入無為真実報恩者 △佛經ニ善男子善
女人トハ衆生ヲ称スル勧善ノ詞なり △禅録ニ云村重老
禿奴トハ侍山里ノ愚夫ヲ云へり △叢林清規得度ノ下ニ
云飯戒ヲ授ル詞ニ師云汝能持否ヤ沙弥云能持ツ云々

△阿弥陀経ニ四十八ノ誓願アリ細筆ニ及ハス △教行信證ニ一流
ノ名文アリテ愚禿ノ述作アリ一向門ノ大秘訣なり △禅語ニ汝只
莫慢人莫見人慢 ○西行の歌ニ世の中に人の若白の松原と
いうしれかしの弟をえやまされ○捨るくゆらぬきよ地と
云ふも雪の身のおもえそくらえてあれ ●白氏文集ニ匠如身
後有何事應向人間無所求 ○梓弓ハ剃ノ詞寄なり發
心ノ気多し ●白詩ニ全歌道旬ニ孤雲上雪主来迎落日
前 △清規授戒下ニ誦授飯依ニ宝語ニ遍ノ飯依仏飯依
法飯依僧ニ云 △一文不知ハ一枚起請ノ詞ニテ四文校タル結語なり
○便ニ云此文を例の虚誕なりて畢竟も愚の了るもりて
俳諧の洒落といましめる虚中の実を眼をつくむ一
されば此文をのりて表類を重ねまして剃髪は御ゆ飯依

なりて今までの罪を懺悔せよとて又道場の
傍にやりむ吾仲と文鑑に名録ありてやより然集に
序あり百阿ハ俳諧の名第して直秋ハ今の法名
[illegible]

通夜物語表

渡部狂

世ニ俳人といはれし人ハ大和の国より百人の数を
稱なりて一郷の部のそのまゝとけし三輪ともいふの[illegible]
より今ハ井筒の神とあらたて居ちまちまかれとなく
万よの[illegible]とる[illegible]三輪山の[illegible]あり
て[illegible]武の法造営ありけるに[illegible]清輔

[illegible]國山縣郡三輪の明神の御詠[illegible]
[illegible]風ちりて[illegible]を[illegible]
[illegible]御の[illegible]あちよ[illegible]
あ[illegible]流[illegible]神[illegible]
かくおりて[illegible]月[illegible]の
[illegible]花[illegible]の[illegible]神
の風雅[illegible]我師[illegible]花[illegible]の
[illegible]の[illegible]一[illegible]中の[illegible]
中[illegible]儒[illegible]の文章[illegible]一以[illegible]万貫の[illegible]
[illegible]俳諧の談[illegible]あ[illegible]一刻千金の[illegible]

始あるをしるすべき孫あるをしるすべきなり芭蕉
芭蕉家の棒沢に庵室の跡ありとそれをもたらく
我家の子孫とそうあれ▲孔子に四科の十哲あるごとく
武陵に扶風岚蘭あれい其角風雪を国の割れ
ふるく洛陽に李那尚白あれい去来丈竹を道のなり
さるとして我家の庵くれ陸奥の来くれもそ庵とさ
とふるかりにたりに我所のつくれい武洛の従来に新参
して幻住庵の山居に▲新旧の方と人とあるを芭蕉
庵の撰集に人筆のおもうえてつれく諸言を
ちらして▲孫にそうつをたてたるこれ科とかれこれとも

いつもこれと言ひ伝へて百世の経文にたくさん
ひとつもなしたれも我所の法りと表をこれ初義の一道を
天下にかまして慶長三年の比なるより七年ほど湖南
の本願寺に一日子向の道義と隠をしに遠近七ケ国
の門弟と俗ひ十三年ほど洛の双林寺に一万向の法道を
のふるにあたる中国四国ひろまりもしの旅宿ひくさ
ひとそこ越の国くに奥ねのそてあるさよ旅まれ
ちて武洛のたち人とて感作のくさくとそこるたこ
ろこれ和の法をたくさんたりたて十七年ほど▲俗名の海と
制ずしてこの双林をもて遠きをしかそなと自内他ひと

えてはなれて法師のこゝろあるを遠とするなるべし連歌の
風雅とかゝるべし一山の僧徒をば灯とかゝむとて薫香指花
の法華とたくとをかゝるあり双樹の林に花を拾ふ
のかをりをかゝるべきなり●笙歌の音とあるはかの法
華のあれの色はかゝるべきなり遺物をひきかゝるべし山の僧
とはなるにかさねて木一ゝを供仏の料とはかゝるべし二ゝに
は燈の燈とたくるべし香火の用とむるなり
ゝ祖師の累徳をかゝるべし我作の成功をかゝるべし法
おこるかゝるべし師をかゝるべしいかなるべし
や我作の文字と書とかゝ祖師の遺行を物語る

てゝ名馬の名十二法ゝ俗諺十論の筆授なり
て和漢ゝ世代の用とあるべし貞吉式と再撰して
古今に法式の所以とかゝむ二書を我つの大和ゝ
とや以や唐土の助詞辭とやゝけて我朝大和詞
ゝあるをゝ源氏狭衣の類ゝ神書のゝ帝詔
のゝ仮名とかゝむ真名とをのゝ
仮名とかゝむ一字の不用あるをゝ
の詩と哉ゝ国法ゝ和訓の韻ゝ
の詩と制ゝ法家ゝ平反の法ゝ
此新話とあるべし古今の新伝とかゝ餘

へ大和歌句とゝひ求韵の俳諧とつひ辞類ゝを和漢の
ゝゝしきと穿鑿ひ引類ゝ古文の不明とをむかゝ
九條を和漢の碩学とのたまて我家の文道とひろん
とをれい法式一子の私ゝきゝとゝをゝ孝和の伝
ゝへゝ伝てよ歳の貫をとあゝ所んやれゝと文学
の歎状ゝて東華式ゝ一孝の説とゝゝへ一子録い
五倫の交とゝゝあゝ俳諸ゝ之條の伝とゝゝ
文章ゝ五條の式とゝゝゝゝ祖考の接記
ゝて遺稿の人秘ゝを所秘の秘ゝんとや明ゝや
我所の言語と表とゝ史記の談言微中ゝ例の所ゝ

く例のゝゝく例の人倫と和ゝる時へ人きゝ所
ゝ老ゝへゝ孝ゝ源ゝ温ゝ
ゝ雷実の自ゝ
言語の所ゝ和とゝ我貢ゝ
ゝ恋ゝ
ゝ釘詔と
ゝ誹諧の泉ゝゆつりて
ゝ説諫の
ゝかく
ゝ人の名
ゝ我子とゝ
ゝ
ゝ
ゝ

仰の法とてうしなへそたくれるる祈願をもうけ
佛法とい沒へ儒法とやうけ佛諸の法とたくんを
時々京保丙午のうしの月十二日筆と寶前のれ
きくきくて此表とをうるうるを誠恐頓首敬白

○註曰△毒思入無厚ハ剃髮文より前ニアリ　△禪錄ニ
百發百中ト云ルヲ多ク三發ト八領挫ノ轉ヲ　△論語ニ
吾道一以貫之トアリ万貫ハ一理万通ノ級捷ヲ　△詩格ニ春
宵一刻價千金トアリ梅ノ二句詞ハ佛諸ハ老後ノ樂ト云ル
白居ノ量訓ヲ摘ナカラ老ノ月日ノ大切ヲ云リ無ニハ發百中
ト轉レ一以万貫ト轉レタル等ヲ換骨ノ顯神ニシテ文法ハ例ノ
言フ反ハ八百千万ヲ以テ二段ニ分タル字對ノ絶妙ヲ称ス

キナリ　▲論語ニ四科十哲ノ名錄アリ孝ニ及ハ久梅スル
武洛角ニ枝凡岸蘭千那尚向ハ有若曾參ノ實アリテ
辭言ハ舊門ノ補佐ト云リ其角岸雪去来丈艸ハ子游
子夏ト大アリテ辭言ハ舊門ノ史令ト云レ△論語顏淵
曰無伐善無施勞ヲ云リ新水ノ勞ト朝暮ノ費炊ヲ云リ
△論語吾与回言終日不違△之科ハ住行ト言語ト文学
トナリ政事ハ今ノ用ニ非ス梅ノ二句詞ハ我師ノ住行以下ニ科
ヲ挙キ表文ノ有增ナリ是ヲ本注ノ文法ト知レ▲假名ノ得ハ
七字ノ謎文ナリ漢ニハ曹娥ノ碑ニ效ヘリ假名ノ得文ハ紙銘ヲ以テ
本朝ノ始ト云キナリ　▲逆羅双樹ハ天竺ノ香木ナリ今ノ双林寺ニ
竹木アリ　●星歌ノ雲ハ前ニ出タリ　▲孔雀貴快ノ角ハ書ニ
出山佛ノ故アリ十論ノ序辨見ルレ△佛書ニ結ノ香必因ノ

燈香燃灯ノ因縁トシ △老子経ニ摩訶正特成不居 △祖翁
ノ遺稿トハ雑使遺状 又章ノ文故ハ扶風ありしを
跋撰トアリ貞吉式ハ五秘ノ第一トシ △百馬集ハ俳諧遺訓
ヨリ四十二條ノ家法アリ滅後ニ其集ヲ掌ミテ百馬経トハ
門人ノ称名トシ △貞享式ハ俳諧式目ヨリ用捨ニ古今ノ違
アリトシ △大和詞ハ二冊アリテ先師ノ新撰ヨリ漢土ノ助字ニ和訓
ヲ加ヘテ大和真名ノ用トス五式ノ古法ヲ以テ訳ヲトシ △辞類
引類ハ本朝文鑑ニ細註アリ其題下ニ見ルベシ △数状ト我身
ノ式ハ云ヲ数ヘ挙テ官禄ヲ望ム時ノ詔状ヨリ数ハ苦官ノ
ナレト撥又ハ大和ノ故実トシ △東花式ハ貞享式ノ附録ニシテ
多ハ月花ノ設ヨリ △二字録ハ先師ノ家訓ニシテ時宜ノ二字ヲ以
テ世法ノ用トセリ △三條法ハ十論ニアリ △五條式ハ文賦ニアリ共ニ

真書ニ見ヘキヨリ △授記ノ二字ハ佛経ノ詞ヨリ 按スルニ一切経ハ
多ハ燃灯佛ノ授記ニシテ例ニ述而不作トスル聖経ノ辞ヲ
ナレハ多ニモ祖翁ノ授記トハ云ヘリ △史記滑稽賛ニ談言
微中トハ俳諧ハ微細ニ物情ヲ尽シテ言語ノ的中ナルヲ云リ 按
スルニ此段ハ三條法ノ結文ナカラ老若ノ対字対トスイ意対
云イ又ニ筆台ノ絶妙ト称スベシ △論語ニ君子有三変望
之儼然 即之也温 聽其言也厲 △我貢ハ宰我ト
子貢トナリ 詳語ニ座断 天下舌頭トハ人ニロヲ明セス事ナリ
△史記ニ孔子誡ニ子貢曰 義言傷信慎言哉 按スルニ宰我
子貢ハ言語ノ科ニ参ヲ折々ニ言語ヲ誡ヲ其ハ等ノ
懲悪ヲ勧破シテ釘語ハ頓座ノ絶妙ト称スベシ △誹諧字
トハ中古ノ凡ヲ云リ言偏ト人偏ノ論ハ十論ノ第一段ニ見ルベシ

△史滑稽賛常ニ以談笑諷諫スル諷諫ノ称美ハ孔子家語ニ出タリ△恵懲罪善勧功トハ勧善懲悪ノ常語ナカラ爰ヲ文章ノ款断ト云テ格ニ倒悖ノ絶妙ト称スベシ

○頃云ハ表ヲ自家ノ風聴ヲ偽ル如ク始段ヲ発形ノ伝詠ヲ中段ヲ我所ノ心行ヲ生知ノ有ヲ有ルトアラ中段ヲ発形ノ有テ他道建立ノ證文ヲ結段ヲ発形ノ親愛ヲ有ヘテ百世ノ後ヲ形立ルモ表ヲ発形ノ辛苦ヲ歎状ノ古例ヲ以テ文ヲ文句ノ起結ヲ見テ愛ヲ言語ノ雇ヲ発ヲ表ヲ悲嘆ノ有ラ有ラ有ルヲ今ハ誠ヲ有ラ有ル誠ヲ有ラ有ル

むへ表ヲ表ヲ仕表ノ詞詞ヲ

○教令ノ類

序山公九錫俳諧文　宋袁淑

若乃三軍陸薄糧運艱難謀臣停筆武夫吟嘆爾乃長鳴上黨慨慷應邦崎嶇千里荷裹致餐用捷大勲歴山不刊斯實爾之功也走隨時興晨夜不黙仰契玄象俯協漏刻應更長鳴豪分不減雖契奎著稱足比德斯又爾之智也青背絳身長頸廣額修尾後歯巨耳雙磔斯又爾之形也嘉

変既熟實須精麺負磨迴衡迅若轉電惠
我衆庶神祇獲摩斯又爾之能也是用遣
中大夫向丘驟如爾使衛勒大鴻臚斑脚
大將軍宮亭侯以湯刈之戸江江刈之戸
陵吳国之桐戸合浦之朱戸封爾為戸山
公ト

○評ニ云ル文ヲ案ノ事文ヲ聚ル如ク棟梁ノ材ヲ
ヲ負テ山西ヲ出レ俳諧ノ道ヲ云ヘル史記滑稽傳
ヲ云ヘリトアリテ是レ内ノ大義ヲ以テ微中ニ諷
解紛ヒ云ヘル史ヲ賛詞ヲ優旃ヲ談笑ヲ言

誹ノアヲヒトヒ〳〵優孟ヲ諷諫ヲ御懲ノ用ヲ
ヒヒ姚察ヲ評林ヲ滑稽猶俳諧ト云レヒ
俳諧〳〵誹諧ヲ俳国ノ子論ヲ用ヒ〳〵カク俳諧
ノ文〳〵ヒノヲ馬ヲ官祿ヲ和仗ヲ
供奉ノ行幸ヲ言ヒ〳〵ヒヲ言ヒ〳〵ヒヲ遊ヲ
漢ヲ文ヲ姚〳〵ヒ
ヒヒ〳〵ル曲ヲ俳ヲ
我文孫ノ選ヒ〳〵ヒ文ヲ
蒼鬣公ノ九錫ヲ
古今ニ俳諧ノ名ヲ
ノ鑑ヒ〳〵返書ヲ
事文ヲ聚ヲ林羅山ノ

ちうれい漢音に通ぜさる我邦の法をすてらんあるべきを
ゆゑひ異れに仲の戈ありしに侵よ俳諧の風言ゃうん
に訓新をいさ拙を所法ちうん見るべくをもれ節
あるべきを

蒼鬚公九錦俳諧文　卉名連

むし黄帝の時に蒼頡に作られし竹万本の
みをとたり所あり梅樹の色をそなへ菊菓の
香をかうして杖をちをもの操あれし十八公此
名位を得ていたのめ百本をそれらへ所より
汝の使あるをもくち秦王の法物のみを一もの

のあハにくをそなはさねをひみををトセし唐人
い風をもはをけをも衛士の又あをらを員をおれいをを
の杖はをを立をもをのをひををらをの所衣をきはをれハ
ををの故爵をあるをりて杖をを文の名をやれより
下歳をもひは代ををかりて素袍を厚帽を威儀
ををくをふをを名い杖のをあををちを失をを法のををれ
幸をあるをもを我ねのいをりをを云ふ初のひのをを
をひををく女石更衣のををらひをり年も姫杖の名
をのをもを云所位貴のををりの法ををれハ唐時の杖ハ
ひをり秦ををみ曽祖の杖ハ頭杖をかをもをを世を

まゐらせんとて杖をつき高らかに風をうたひて扇を挑
とのおとをとゝのへあるこゝろ武家の笑例いとよろこび
田たくさん香ありし大工左宮の家くやして方氏これ
と賞歎して今を祝言の才一一訊へをけふ仕はは
ちかうして皆さそ仕の事ふるやたそして和漢の
詩をたゝれかく文章に名と作よちり命し家に
江越の名をうるき金城の松花臺に一株九曲の松あり
そ枝を折のをよ稽くうり山枝を虎の風をふい
一国せ双の木ちらとして享保のこゝ世の朝の日
天帝の命ありて蒼鬚公の名とかゝもりの所の

宿禄を得よ杖を非杖のはゝ花のなをまゝ姉の
詩信あれいあをを忘れのれ家ゝんをとくを。ゐ仲此
ひさしかゝ八近くを今の世の杖もをいくらにもて
世京のむやを得て杖はゝへをあしもをりて九鎖の恩
とをれさんを色こをにおいて稱子門のをゝ舟合連
うけのゝりて馬と杖との他諧和漢のあつられあるす
と他得文て称して有則天楼かくををゝ
九得の須弥をゝ車馬二ゝを衣服むゝ所
の住ゝをゝを馬一車に合のゝとひゝて鍾の鶴
処ゝをゝかゝをゝ杖の鬚とくをゝをゝてゝ杖

のみとりと称さんや色白のたちあんしり。さて
永正世といふものちかれこそ虎賁を海の南にあるを
珍重するにも傭をもてそを得よ紹帝とはいえたるが
の絵りをあれば月を花を掃地とおこうをもて木花の麝と
きこえむ〳〵四つ手琴器を海の高ふかう〜弟子を鼓の
拍子をもいふをもて音を海てをとるをいつれの流り
とうをもて琴をのもつ白の風やうに高尾の愁をとく
〳〵色〳〵五つの納階といふ朱子をもて拍子
基室の結梅あり〜四つ〜おもせ七つ〜矢を
今の用をあるをもてあるを拍の作りを部

の矢を得よ面のあるを手のゆめへ蔡蘆南天の実を
かをもをもをもをひをもをるかをもをもて一八を鉄鉢に海の
餓ふれい珍重するに本銀をもをもを得よ風を画樹の実を
いをもをもを男ゆりをもをもを得よ風を画樹の実を
の小紋字をもて天帝もをもをもを〜九〜稚幽をもを上代
人をもをもをもをもを珍重をもをもをもをもをもをもを
ちをもを鞦韆をもを本銀をかをもへ拍手をの拍子をもを
て温飛あげの紙のをもをく火擦縄打の容をもをもを
和漢の拍子をもを苅作をもを〜をもをもを今の風流をもを
をを拍子の音をもを作をもを〜拍子をもを〜拍子の実を

海の安化山魏くやうくゝ海の髯の艾くゝんくゝ
の色海さうて行く此所元の名とけくゝう梅も天徹の
住とたちて行く住の字あつて安化の名よ
ゆくゝ松の布盤のぬくもくゝかくゝ微やる海
の清稽とゆて馬くゝ無相の松とよまれく言にやると
の俳諧とゆて松く有松の相とゆる假名くゝ真名
くゝ通用をゆくゝ此の俳意をくゝかの俳意
此松のむくゝらん東天我とわらわくゝ中くゝ越
の。琴も琴も我なれは琴の風くゝあひくゝ風新くゝ海の
くゝ新くゝくゝ俳諧くゝ海のけ名くゝ

かくゝん蒼くゝの髯へくゝ

○註曰△文選冊類ニ魏公九錫文アリ潘元茂ノ作ナリ其註ニ
諸侯ノ有德天子錫之ニ車馬ヲ云ヒ九錫ノ名ハ今文ニ
アリ冊ハ命ニ諸侯符也トアリ帝王令ノ類ト知キナリ
▲淮南子ニ蒼頡始視鳥蹄之文ニ造書契ヲ云ヒ黃帝ノ時
ナリトヨ▲吳志ニ丁固夢松謂人曰松十八公也後十八歲吾
其爲公云ヒ梅スルニ此ニ子ハ錫文ノ用ナル故ニ別文ヲ合セ
テ黃帝ノ命ト成セルヲヌヲ俳諧文トヲテ寓言ノ絶妙
ト称スキナリ又高砂訓ニ中ヲ此わくくくくくて
十八公のくくあり梅スルニ此一篇ハ松ノ祝言ノ趣向
ト成セハ其ハ訓ノ詞ヲ摘テ編テ十品ノ義入リ遂ニ三篇

ニ及ハス勝ノ相敘ノ下ニ知ヘシ　▲史記ニ秦始皇ノ將墨ニテ
雨ヲ松陰ニ避テ大夫官ヲ賜フ故ニ有ル故ニ
みくまのゝ　ゆきのしたにかくれ
▲たれゝ　衛士ノ又五郎カ覓ノ故アリ　近擬ノ下ニ見合
スヘシ　接スルニ此一段ハ一首中ノ名文ニシテ松ニ官爵ノ用
ナカラン事ハ日本ノ智恵ヲ競ヘタルハ錫文ニ和漢ノ訳アリ
テ一子一言ニ俳諧ヲ失ハス此等ヲ虚実ノ虚実トステ
文ニハ身ノ乱ノ絶妙ト称スヘシ　古今序ニ松の琴のちり
もてもてゆかつてゆりてとあり　接スルニ徴書ト
ハ思ヒ懸又仕合ヲ云テ徴松筆ノ諸詞ニヤ先ニ此段ノ
万歳樂ハ跡形モナキ富詞ナレト松太夫モ鶴太夫モ大夫ノ
二子ノ繋キト知ヘシ　○忠岑ノ子ニ子れもりゆゑ小松

のありもとゝ此代のまつとひくもゝ　△花双帝ニ如之編
いくのゝとかの　ゆくすえ　ゆくすえ　ゆくすえ　ゆくすえ　ゆくすえ
あちこちわたれとあるを　○仲宮歌ニ
もちあり　○忠鎮ニ我岳を松とけるの深ゝ　△松花臺ハ賀ノ金城ニ在リテ
ふるさとの　△松花臺ハ賀ノ金城ニ在リテ
風曲亭ノ別號ナリ　支那ノ僧高泉ノ筆ニシテ額ニハ松花
室トアリトウ　●事文類聚松詩ニ風韻嗽々トシテ遠更清
蒼髯瘦甲遊耳亭々　○詞花集ニ　ゆく代のはるの
かゝくさ　ゆくすえ　ゆくすえ　ゆくすえ　ゆくすえ　ゆくすえ
たのもしさ　△花れく　仲ミ
大和ノ返辞ナリ　然ルニ古今訓ニ式ヘハト有ルト文ニ式ヘハト訓スヘシ
ペハテノ歌詞ニ在則ト語ヲ駐テ次ヲ稽ル故ナリ

ト大和詞ノ後鄭ニ註セリ ▲卧竜臣トハ孔明ナリ四書志
徐庶日孔明卧竜也先主之往乃見云〻車馬ハ之請尊
敬ナリ〻鐘山鶴ト八周顒ノ伊隠ヲ云リ北山移文ニ帳
空〻夜鶴怨〻云〻或ハ蕭来轅ニ杜ニ妄漢トアリ按スルニ此一
章ニ竜ト云〻鶴ト云ル総テハ松ノ緑語ニソ故古文ヲ摘ミ古語
ヲ採ル時ハ此等ノ義入ヲ鑑トスシ●松ノ蒼鬚ハ例ノ官名
ナリ風梳ニ新柳鬢ト云ル都良香ノ詩歌ヲ今見ルニヤ
蒼ト緑トノ互照ヲ見ハ〻〇時雨ノ松ハ前ニ出タリ〇遍照
歌ニ世とゝもに苔のころもを〻かさねきて〻ゆくへもしらぬ
ゆくへ〻の春も撥スルニ此二錫ハ孔明ト周顒ト二渓家ニ恩顧ノ
故古文ヲ摘ミ慈鎮ト云遍照ト二倭朝ニ艶色ノ古歌ヲ採リ
テ多ク和漢ノ文對ヲ將来ノ詞ノ裁断ハ例ノ言ハス此等ヲ

錯綜ノ絶妙ト称スシレ ○奇陵ニ〻ゆきて〻山寺の松
風かゝるあ〻いつれのとゝろ〻ぞ〻ゆきて〻ゆきて〻 ●史記本紀ニ
舜彈五絃琴ヲ歌南風薰兮解吾民之慍云〻按スル
ニ此一章ハ松ニ樂器ノ自在ナル松雛ノ富ハ更ニシテ琴ニ詩歌ノ
和漢ヲ對セル此等ヲ雙文関ノ絶妙ト称スシレ ●八仙詩第之八
潔洒美ナ年皎如玉樹偃風前云〻按スル此一章ハ植木屋
ノ松ノ起語ニシテ粉黛ノ姿ヲ作ルトヨリ ◇文選曰九錫
雅邕一白珪瓊副焉云〻按スルニ此一章ハ八錫ニ佛諸ヲ
書尽シテ多ク雅邕一白ト八音訓トモ讀ミ難キヲ強
博学ノ媚ヲ飾ラス日本ノ佛諸師ハ讀メストテ副焉ノ二
字ヲ漢文ニ假テ九錫ノ角ヲ合セタル実ハ米中ニ力ヲ含テ
文ニハ隠見ノ絶妙ト称スシレ〇第二ノ章常盤ヒラ松の

みけるとしきられハ八くしまの色をたくらきの△晋王羲之
愛竹日一日無此君耶云△梅ヲ天嶽トハ歌舞地ノ優
言より然ハ大夫ヲ松ト云イ天神ヲ梅ト云ハ今ハ松竹
梅ノ富ニシテ此等ヲ十分ノ誹諧ト云ハ△雅俗物語ニ
ちゝみけるの甫ちれいとあり△松花臺ハ金城成文安江
町ノ西ニアリ○熊宣云ちゝちもちかきれの松しるふるい
ふるいしれくよるの代や淀　△馬ニ乗ノ相トハ衣冠ヲ
云イ△松ニ有情トハ夫婦ヲ云ハ三尊ハ有無ト姿情トニ
文字ノ響ノ自在ナル言ハ互照ノ絶妙ト称スベシ●白手天
訊ニ明神ト楽天ト詩歌ノ争ヒヲ爰ニ和漢ノ勝劣ヲ
結語セリ詩ニハ例ノ笑ハ○田村訊ニ笑ヒ本ハ
ちかれるの国ちれいつれら思のちゝくらるるん△風雅躰

トハイ俳諧ト云ハル云ハ法ハ前ニ出タリ接ハ此二句ハ
一篇ノ惣結ニシテ汝ノ躰ニハ其風ヲ含シ汝ノ名トハ其鬚ニ
寄セテ虚誕中ニ家法ヲ忘サル増テ著ハ訊ノ一對ニ
説ヲ尽シ祝言ヲ調フ誠ニ俳文ノ鑑トハキリ
○逸ハ云ハ文ハ全ク俳諧ハ云ハ滑稽ヲ満ハ戯ハ魏ハ
の九徳ハ云ハ文ハ云ハ俳諧の文ハ云ハ
とももセハ云ハ拉物ハ此ハ無ハ云ハ
〻ハ訊諫の用ハ云ハ〻〻ハ決ハ遊ハ云ハ
はとりハ云ハ〻ハ檀林の花ハ
ハ書ハ手の名ハ先ハ六種の誹ハ
を史ハ云ハ言ハ名ハ〻〻ハ史ハ
〻〻ハ知ハ〻〻ハ誹諧の新ハ

紙屋の麗実ちかとやけれ一分の二帝に家表衡と
并名連と文と紙屋の麗実とと帝て和漢の服帝
とと〳〵ん〳〵ちれと表衡と博学と学のり張本と
と耳にとく用ちれ文ともかはれ并名例の
事お詰とりてふ事ふくとおくさもむれてうと
大和のかちもいうむせれ申て九弱とあるに
雅楽のうよれ青訓とにうさて論語の不知と不知
○ちちとわんと紙屋のうとれてちくと漢土の
文人と蒸殺一近くと倭国のうされと青弾て
況やこ降のうちくとと九弱の学花とわる
と人和の麗実と云へ〳〵ちとと一帝の結改も
これあり一部の結文もうにあれい例の詰第と

文ふうて例の詰諫と位用とそよとむ一ちとうとと
二帝とて道と紙屋の用と世れうとちうて文と文操
のあうひちうと云うと命一ちて係紙下の行名と并名連
うと蓮二の院治うもちうと仲字の説文と北百并惣名
せと〳〵連と代の世名ちうと含と蓮の二字
うとうるちうと世と字謎と一て官名に教名
の用ちれと

花制札　　藤義経

片花江南不知乃也一枝旅桁盗て輩
者任天永紅葉く例一代一枝名四前乃

一指有也

寿永元年二月日

○源氏制札を世くゝあるにくゝて或は須弥ちあの不採
あらし兵庫、各所記しもとゝ新さ江南、石竹色
とあるゝて石竹の子義国ゝ或は弘安れ節ゝた
班波し別當源、新支國へ花、制札ゝ法弟弁宣
節年ゝ支札ゝ 江南、梅花折ニ一枝ヲ者可憲歳科ニ
者也とお認えい弟子流あゝて花と折れ心あゝてい
不折あゝ強きゝ文ゝゝゝおゝもゝのゝ 江南、梅花
折ニ一枝ヲ可切ニ一指ヲ者也ゝ文ゝ乱世の孤れ謝

の制札と次ゝるゝ仏ゝゝ梅ゝ江南のほあれいゝ存ゝ
後鄙あゝ一ゝ色或ゝ天和紅葉ゝ例ゝ代ゝ社制
の仏法あゝや尚又後鄙あゝ一ゝ色ゝ牛尼の称ゝ
所ゝ弟子ゝ例の武蔵ゝゝて厳神のゝ子のゝゝ
ちゝと一枝ゝ一枝のあゝと房花ゝ御ゝ花の制札ゝゝ義と
文章の優ゝゝそゝ義ゝ文武の名あゝゝとゝ

極楽寺教　並發句　是仏房

知ゝゝれゝゝ是仏房ゝ仏のゝゝねゝゝゝ寿房物
の中に極楽とゝ記あゝて意ゝ記ゝの業花とゝゝ
純子のゝゝ見ゝかゝやゝ不清楚の風味と求れゝ山葵

のちにハ宮まゐりをもおもハれし、ちゝにハ阿弥陀仏と
なるあらしにうつて露のをのこゝろハ念仏を一日の
涯毎にかならひて、おかしくも音へ連ゝ弥陀仏の法をきゝけれ
ばあらしと文ゆきつゝに越ねの国まて法の声ぞ聞しき
世界のかなしみをあらて行く此土を浄土の地となる
もろ人を極楽ちかくに、おもふをいふこゝに一蓮托生の花を
こゝろにまかせて来迎をまちうけし此のよの身ハ今
極下の障害となる、それ故に優婆塞ハ優婆夷ともに一
張後のんさしとはるひて灯明とともにかへりゆきしと
吹ちるハ風雨の花降ると聞きけれハ諸仏一音に

啼吹て天龍も夜叉も感の涙ととゞまりぬ、時に梵釈
いむくも悲て仏家に仰て鐘を重ねて念仏を声高
もなく傳へ擁仏の相をもちゐて小鉦を叩いて火に
ちらし湯風をあひ桶のたまに浮しく三味線の音もなく
まかせて此るの令地なくて紫雲おりなる紫染
ならんと来迎掃ハあらすまいと我もとし新涅
出やも勝の胸を抱轄して合戸の前に行てかれ
ハ世を来たる後をひつき端を傳へよりてハかりなむ
杖子掛小木をあをうつする女一もひくのうちにてある
頭しまうは此世の袂をひいてもやらく蓮の葉に一すつて

父母とむつまじくかなるのるこまとさうんこそと極楽の僧
元をなつて至て灯籠のおとをもちて一一かうち
そとかゝ仰の極楽るとかなるに新地法花の
と西れて弥勒のこと寺とまれまるを月次の俳諧
そふらこゝと仰樽のかを和合して合せて弘法
名判とらし四季の紙おとかるるもちろも

四季花鳥

梅

梅のおちくやちらひ北野梅　宗師房

算

そるや常衣しもちて極楽寺　貫仙

梅

七寶の拍子てゝをちくる歌　佐巴

ける

春仰も起くゆきやちりおて　左明

橘

きちち花の抹香くゝ　起卿

蜜柑

かくほうやむしあるる博天井　許丹

桂花　石人

ありがたや寺たかだかの花の香

雁　胡仙

俳たゝてのそちやちやもり汁

菓　里風

湖水をそこなふ蓮の極楽

年籠　李卜

みてさゝゐるうと成るゝ十万里

雪花　過角

後ゝ弥陀の光栖や雪のえれ

天人　陸夜

極楽を四幕に蝶もあり

○俗云仏教を全く誠信ずるなり

俗云仏教を全く誠信ずるなり

とたくさんの句作の手本を移して一きも足仏房

いと仏の陰ちうて知るべし俗家の無法なり

○書状類

年始状　龍門尉

春姫伝牧向屯方ニ兄祝申仕年賀ニ富士戸福野入

幸甚〻〻拝歳初朝拝奉る次不審
申之處神駄供人子は遊て向原恩近引
仙谷学忘擔花菊小鞠遊日影頻肩竹
候事将又揚弓射小弓勝負笠懸小串金竹庫
兵物遊之九手夾八的等曲節近日新稚
孫愛之尋常射手弦挽達者サし有は誘実
愚宴之給者本望也心ゑ飯茶
ゑ次第不能廣毫恐謹言
○注云此五庭訓従来ゑ也ゑ
大和ゑ真名文ゑ附ゑ此ゑ疑ゑ

或ゑ作字ゑ和訓の原理ゑ或い思食
ゑゑ漢文の假借ゑ云ゑ
ゑ漢文の助辞ゑ
ゑ和漢の西用ゑ通ゑ
ゑ漢文の優ゑ
ゑ原文の通ゑ
ゑ不注ゑ通用ゑ毎書の設ゑ

遣注五郎書　　楠正成

此度住人等下す非公家朝臣等の
頼賞厳成ゑ器ゑ

「五畳」文に「張」造れば沛子所に輪急成もて後
我が山中一の秋「文」作評言
尚しけれども猶一足ひとり海辺より空へ初ち
ものしいかるかくこと歩くこと
○漢云所書を建武元年二月北畠入江より加賀へ
おくりし今の歌を新のよとしてゆり思ひの
常ふる結ぶ窟のうちと海岸に視歓窟
の用のこゝろ一言以蔽之る却詩のんとたく
けんやうとして文武の軍師にして
世前を張良の智留とあり「死れん孔明の
韓墨とのこゝろ常名世二の武徳と称す」

配所、返状　沢庵和尚

そもそもの国此配所と同じ二その寺此うゑ
ものゝ秋ゝうゑ秋ゝうゑ侵樹
ちゝれたる神のうらはら
ふれてもうゑる節を行ふ花
あてあひんむてのこゝ
ねのこゝとゝけの色いふ紙とゝ
ふのゝうゑ節のあれゝあうてあひ
そゝうゑ世の中れゝに客とゝ

争ひとゝて又なかくれあるまて次て見えとはゆかり
むよのことゝもよそよあらさも行あやしきにも
宗廟をかりあけきて

八月十六日　判

孫ハ公は遠くより承りの法語ありて近音の渡りに
あやしむ不和ありとはいひ和尚をまゐらすおらして
出羽国に配されぬ所に兄の在京の示あり
宗廟の二子に配不忠慎悱ありて當時の人を悩殺
まことしてありし

遺書

熊谷入道

一　先祖相傳所領安堵ノ御判七并ニ保元之年以来至テ建久之年中ニ軍忠ノ御感状九通有之事

一　對ノ主君ニ不可成ス逆儀ヲ并ニ武道可キ守ル之事

一　上人御自筆ノ御理書并ニ迎接曼陀羅可キ成ス信心ヲ事

右之箇條ハ至テ子々孫々ニ能々可キ令ム存知セ旨其外ハ依テ其身器量ニ可キ覚悟ス者也
仍置状如件

○信長公書状より見れば次郎の遺訓也とある段の
こゝろ第一たる家名の中興なれば第二たる武道の
美名決定し第三人間の世事とあらば信義あり
にあらず男氣を聞めるなれば次や信の子と
もて又常の釘說おきなやられいと不のうれと
ものたる者是をよく〳〵考て仕べし
滿足脇の今言うて死ぬの沈といはちかう
物の機要と所とそれ下子一文の遺誡とゆへ

馬肩文　　荒木山城守

熊中入候近日西国可令下向候拙子

好物共色々可仕調置候聊無御引新
頼入候恐惶謹言

天正三年八月日　　阿彌陀殿參

○信長公作者之冊子の城ゝて天正の比の面目有
ちるに世馬肩を向絹の四まちる拙く朱ゝて仕文
とゆまりうるはたちて今の論の信ゝるかい仕賢人乃
文ゝかちて聊野ちゝ仕ゝれ西方の事ゝに
も文の撰柄ちる創戦の中ゝあるゝ事の者ゝ
出ゝやりゝ地ゝ事ゝを船借の荷擔人ゝて
仕ゝ撰ゝ名ゝ仕ゝ

申石谷十歳状　　板倉内膳正

去年之冬者於江城被拾烏帽子之猶
今年今日者於鴻巣之陣被縫甲之猶候
一首有氣條浮世急戦死中候何事
替行世習今更候可祝

正月朔日

○僕云此状を世に名ありて東叢西史にも書傳へられ
文の長短もかなしくして或は一首有正氣の言と
いふまでに事に歌を載るもありされば時に

寿ちよふを捨て戦死に文をとゞめられし忠臣の風雅
に忠義を兼へてまさに文武の大将と称すべし
千軍を寛永十五年の正月にて君頭の冑
とせし時月の指揮をとりて板倉は内膳
て内膳正に任ぜしが名を重昌といへり

招隠文　　東巷坊

むかし周顒を鍾山にかくれて名利に神の子くを
とゞめしが後に子の路にくだり洛陽にあそびて神も
さらに仰ぎもさらに風雅に人の迷ひありとかきね

ちゝの人間あるべしの奥に藤しるしあり猿まつれ
むしろ敷く市中の大原ちかきに三月の比人
い掾の仔冊に表して名づけ在原の農とあり俗
錦繡の中にいとゝふれるゝ宵踏鞠の遊とて
殿上人雲客の風流とせり文明の貴今此かきり
あるべしんしも朱雀衣の祖母のかゝりあるはて
世をあゝあらゝ思ひ入りもやとゝあるのかゝとたん
ゝあるべしり来あるべきかゝるかくて初の
行かゝるべしみゝる此月のあるゝのゝ流れて新かゝる
ゝ信ゝ心ゝ樹ゝ音ゝ表ゝ人ゝ知ゝ人ゝ春ゝ秋

ゝゝゝゝれゝ濁流の手ゝゝ曙のゝれと得ゝ浦の
附ゝるゝゝ心ゝのゝゝと浦ゝゝ此後ゝゝて
世ゝあれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝれゝ春ゝのゝゝみちも踏ゝゝゝゝゝゝゝゝ
のゝ地ゝゝ東の遠人とゝゝれゝ常郭の
原士ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ原の浦ゝゝれるゝゝ東原ゝゝゝゝゝゝ
京ゝ六玉川の歌賛とあつまるにゝの地ゝゝ人の
風流ゝゝの一地ゝ他国の接ゝゝゝゝゝゝゝゝ
三千余年ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

あるを風流の地とさしあるを風雅の傳とする花
てゝ[illegible]の地と位かれとも▲壺ぶら市の庭ふるい
▲支道ふるを買ふるへ位さんにてゝとものを秋と
おろかにみるあるかくあんうえとをの男
のをとやうあんとをかとを一坂のをとをきこゆ
戸を記とたくりて▲白砂の三をとをもをを五湖の
法風もこれのゆ月心法うをを拍清く深い
▲播磨のゆ四界ちらを高をを年を位ふして
ふるうをうれゆ角ふを四をを海の遠を
をもをうれを。いふは高師のををふふを高のを

いふ▲一説を一鶴の石塔をうををををを高の
法師を風ををれを拍をふるを十二神将も擁護
ををふるを▲市をの市をを車のをををを虎の
風を馬のひをを入を各利の塵をはをを
ふを拍の拍を角を▲塔ふの前駐ををを
をを白砂の一をを待て▲竹の林のををふる義の
下を位むをれを竹をを人のををををを年
市法をを。ををを角を法の法の風を吹をを
長安の市中を角ををを。白砂のをいふく
をををを

○註ニ曰△招隠ノ二字ハ諸書ニ出テ詩ニ云ヘ文ニ云リ隠倫ノ人ヲ
招請シテ我友ト成スノ謂ナリ ▲周顒カ隠ノ事ハ北山ノ
移文ニアリ前ニ出タリ按スルニ此一篇ハ總テ移文ヲ飜轉
セリ其文ノ下ニ互ニ見ヘシ△夜鶴トモ暁猿トモ例ニ移文ノ
載スル所ナリ ●文明カ病中ニ遺妓ヲ詩ニ黄金用尽教歌舞
留与他人楽少年ヲ ●朱褒カ悼亡妓ヲ詩ニ昨日施僧裙
帯上断腸猶繋琵琶絃ヲ按スルニ此一對ハ白鴎子カ莊
年ノ比ニ朱褒カ如キ遊女ヲ失テ浮世ノ経験ヲ見果シヨリ
今ノ隠者ト成ルニヤ二詩ノ取合ヲ称スヘキナリ ○萬好ヲ許
あまたこれ人をまちれてわのれやこゝろにちらさぬ雨
の月 ▲雪ニ暁ノ舟トハ載逵カ故事ナリ前ニアリ ○後成ニ
むかしおもふ草のいほりのよるの雨になみたなそへそ山

わとしおもて▲浦嶋カ七世ノ孫ニ逢スル事ハ万葉集ノ長歌ニアリ字平
上ニ繁シ △漢書李廣傳ニ桃李不言下自成蹊ヲ ○萬好ノ
許ニ えしやくゝ浮世ちりきりよそしあらそふたりすまし北窓
もうれ▲東魯モ南郭モ移文ニアリ其下ニ互ニ見ヘシ
△六玉川ハ六所ノ名跡ナリ歌ハ挙ルニ及ハス按スルニ此益賀ハ和歌
ハ當時ノ名匠ヲ撰ヒ俳諧ハ東洛ノ文人ヲ聚テ二幅一對ノ
巻物ト成セリ誠ニ宗玩ト云ヘキナリ ▲神仙傳ニ有老翁
賣薬懸テ一壷於肆頭ニ及市罷ムニ跳入ル壷中ニ云々壷公ハ費長
房カ師ナリトソ▲梁ノ劉潜ノ傳ニ文通賀山ニ致隠シ潜ヲ西ノ歐陽本韓
給ヒ山宮ヲ開テ梁ノ由賀ニ山而隠ルヽ ▲白鴎堂ノ記ハ丈鑑ニ出テ帝賢ハ
絳帳ノ富言ニテ文ハ長明カ方丈記ニ據リトソ△源氏須磨巻ニ
波えりしれそちゝるゝ物してともあり △瑠璃母ハ宗師経ニ云ル

東方ノ浄瑠璃世界ナリト梅スルニ白鶴ノ一段ハ五湖ニ江ノ廣ハ莫
ナル清風明月ノ皎潔タル花ノ子ニ紙帳ノ面影ヲ宗シ瑠璃
ノ二字ニ紙帳ノ玲瓏ヲ含メル情語採文ノ自在ヨリ此筆ヲ
謎文ノ絶妙ト称スベシ　○行平ニ三ヶ所ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ梅スルニ此段ハ鳥[illegible]
因幡業師ハ今ノ面居ヲ移セルニ半師ハ瑠璃界ノ起結十ヲ
稲葉ノ島ト因幡ノ松トニ首ノ古歌ヲ摘入タル起結新續ハ
例ノ言文法ニ頷詞ノ絶妙ト称スベシ▲万姓統譜趙清献公
初任成都携一琴一鶴以行云々宋越ニ道具ノ十キ喩ナリ
△愛宕ノ雲モ此殿ノ岚モ総テ移文ノ取意ニシテ神力ノ奇特
ヲ云リ●杜律胡馬詩風入四蹄輕▲増賀ノ前駈ニ空鮭
ノ詠諧アリ本朝高僧傳ニ未考シ　△隠士傳ニ竹林ノ七賢

アリ細琴ニ及ブ梅スルニ此二句ハ数下ト云ヒ名ノ都ニ似タル故ナキ
所ナリト行ノ林ノ風流ヲ添タリ然モ賢人ノ踵ヲ追ハスト例ニ真
踵ヲ師トセストト云ヒル他文ノ意地ニシテ行ト歌ノ頷詞ハ言ハス
筆力ニ換骨ノ絶妙ト称スベシ　○業好ニ世の中とゝくり
〻ゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]風いとり●千家詩ニ
将謂偷閒学ニ少年ヲ　踏閒四我ニ云
○頃云此篇ヲ結ブ北山移文ト敵ヲ市中ニ大隠ノ実
録ト云ヒ一一ニ[illegible]ノ面ノ如ク文古法ト
[illegible]ハ一子ノ[illegible]ノ間ト[illegible]ト前ト[illegible]ト後ト
おこせる一的一中の用と称をたんや文章の例の裁断
ありて[illegible]ハ[illegible]の用と世用とをとゝ

答五老并状　蓮二房

文數打絶佛病熟世心之存作不從播屋此状到来擯集之佛不審共逐一令承知作法者雲鈴八葉抑綾し招貴意作由病中之佛器是尚以不撥出扱之後送者奉祈佛存命作然則作度逢此舒申作謂選文選之意趣乃者就風俗文選之中而再選申度事四五世孫末一者我家之文章悉可有虛實之認事末二者假名之叶韻卿可有以五横之違事末二者和訓之文法左可有語路之拍子事其次者有假名真名之配事其次者有標題之取捨事右之五條者於五老并書之老與先師相談之時尚之次被成合點隱出扱之節文章手弱所聞之則不慨武士之拔鋒也如本佛直作而先師在京之比也則扱合麼隱可申肯從井尚屋内意有之與或左有事有不抱世間之誹謗不取愚人於相手與者適作五老之家風作美者貴遣萬行之法式則某斯如佛諸涅槃經如斯如南無

佛諾躰似一花之散間敷手花許拉和漢之
学者而唯可恐者言語之虛實也乎譬則如
文選之直言傳坐斬天下之名頭共自慢有
宗々之建立而釈迦副有唯我独尊之讃別
教不成兼好法師麼有七以之自讃了共當
似人不憎花有虛実無虛実之跡故也然虛其
傳余而拳四季之發句而所刺給自慢之釘假令
其句故老明共人情之妬者如実也乎花在那冊霞段
焼給木師麼異封者當陵王之身而仰之一手爲
認其実麼佛諾之二字爲認如実麼何欲者

可分其罪帝釈諾者好不忘談笑之用言語
散者可越松坂嶺所右之條々者先師之遺命而
答佛帝面大皆也將又我當宗之所業者爲老
之文章二之篇而如度成文選之飾切文選之名
者成紙上之戯論而文章之文情者可傳百世
厚哉宛賢不惑凡雲々御法宴席給謝公
之筆力則選場々大幸何事如之矣仍故封仍
狀而祖翁々悔前禁香而薫誦再之而申遣
候貴報者例之奉待抑後園候
多罪々々誠恐頓首

○俗云仮名倭文の作れかゝ和漢の通用とかたるかこゝに思錦といひて例の和漢の通用とかたるかこゝに思錦といひ翰墨全書といふるもこれ〳〵の當用まじるといふまじり我名の字を違へ論語もよみを庭訓もよみを書通をこれ〳〵の日用とそひたんやおもはぬのおこりてかゝる寶永の中比あん選文選の名号作ると先帝と許六し贈答の論あるこゝ作をまつると はるゝゝゝして寶永の年知る世とたりのくをたり人 うに遺命とたりとうるは書とあを井を再作して 市名文鑑の一部をこゝ今とをふたるを正徳て来の 秋ちるゝ去れとも又をを人をたの年ゝの秋ゝ世 と辞をしとやそれも鈴を湖南ちりて又をを此

病所をたちあつひ〳〵ふむ〳〵唐拍舎と五を井と此年制歌
を及をる他諸注来のをく今の作書のあるを
をもをのをたををををたる〳〵や詳を文鑑のか〳〵む〳〵をを
そ時を人の命終あん是をかり人い我所と此を以紙
を李杜のあ所をひと称して重與論文といふる
を歳一過の知己あんを我が筆の言口とひるまて
接説堅況を言ををのをたをとたれてしおるをを
は返歌の詩ちる屋

此一作を称を唐の秘書をたと
百年二を年の年ひの年をちる名と
をををんをしを選をちるの
をををを

文操巻之四終